

亜細亜大学試験規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、亜細亜大学学則（以下「学則」という。）第19条第4項に基づく試験の実施に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本規程における試験とは、学事暦で定めた期間に試験場で実施する定期試験及び追試験（以下「定期試験」、「追試験」という。）をいう。

(試験の方法)

第3条 定期試験及び追試験は、原則として筆記試験で行う。

(試験時間)

第4条 定期試験及び追試験は、原則として60分間とする。

(身体上の障がい等にかかる特別措置)

第5条 前条の規定にかかわらず、身体障がい等の受験者の個別の事情により、試験時間、解答方法等について、特別の配慮を行うことができるものとする。この場合において、試験時間の延長は、通常の試験時間の1.5倍を上限とする。

(学生証の携帯)

第6条 原則として、受験に際しては学生証を机の上に提示しなければならない。学生証を携帯していない場合は、仮学生証をもって代えることができる。

2 机の上に提示ができない場合は、第7条に定める監督者が指示を行わなければならない。

(試験監督)

第7条 原則として、試験の監督者は科目担当教員とする。ただし、正当な理由がある場合は、この限りではない。

2 監督者は、試験場内の秩序を維持し、試験を厳正かつ円滑に実施する。

3 必要に応じて、監督補助者を置くことができる。

(入室・遅刻・退室)

第8条 試験場への入室は、監督者の指示に従い、所定の座席に着席しなければならない。

2 試験場への入室は、試験開始後20分まで許可する。

3 試験場からの退室は、試験開始後30分を経過し監督者が認めた場合可能とする。

4 受験者から体調不良の申し出があった場合、前項の規定にかかわらず、監督者が途中退室を認めることができる。

5 監督者は、途中退室時に不正行為が発生しないよう留意する。

(退室命令)

第9条 試験場において、監督者の指示に従わない受験者がいる場合は、監督者は試験を中断させ、退室を命じることができる。

(受験資格)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該授業科目の受験資格を有しない。

- (1) 履修登録をしていない者
- (2) 正当な理由なく、授業日数の3分の2以上を出席していない者
- (3) 学費を納めていない者
- (4) 学生証を提示できない者
- (5) 試験開始後20分を超えた者
- (6) 在籍身分が停学・休学・留学中など通常状態でない者
- (7) 科目担当教員が受験を許可しない者

(受験者の義務)

第11条 受験者は、試験場において、次の各号に従わなければならない。

- (1) 学生証の写真印刷面を上にして机の上に提示すること。
- (2) 監督者及び監督補助者の指示に従うこと。

- (3) 試験中の私語及び筆記用具等の貸借をしないこと。
- (4) 監督者が認めた場合を除き、試験中は携帯電話、スマートフォン、その他情報通信機器等の電源を切り、机の上に置かないこと。なお、これらの機器を時計代わりに使うことを理由に机の上に置くことも認めない。
- (5) 答案用紙は、回答の有無にかかわらず試験場外に持ち出さないこと。
- (6) 不正行為及び不正行為と思われる紛らわしい行為をしないこと。

(答案無効)

第12条 次の各号のいずれかに該当する答案は、無効とする。

- (1) 第10条に定める受験資格を有していない者の答案
- (2) 学籍番号及び氏名が記入されていない答案
- (3) 不正行為に該当する者の答案

(不正行為の懲戒等)

第13条 定期試験及び追試験における不正行為の懲戒処分は、亜細亜大学学生懲戒規程により行う。

2 不正行為を行った学生に対し、所属する学部長又は学生委員が、教育指導を行う。

第2章 定期試験

(定期試験)

第14条 定期試験は、学事暦で定めた期間に実施する。

2 定期試験は、原則として、学期ごとに行うが、変更になることがある。

(定期試験時間帯)

第15条 定期試験時間帯は第4条に基づき、別表Ⅰのとおりとする。

(時間割の公表)

第16条 定期試験の時間割は、試験開始期日の2週間前までに公表する。

第3章 追試験

(追試験)

第17条 やむを得ない理由で定期試験を受験できなかった場合（ただし、定期試験時間割に記載のある科目に限る）は、追試験の申請を行うことができる。申請は、所定の期間内に欠席の理由を証明する書類を添付して教学センターへ提出することとする。

2 追試験を申請できるやむを得ない理由及び必要な書類は、別表Ⅱのとおりとする。これ以外の理由での試験欠席は、原則として申請を認めない。

3 定期試験期間外に実施した科目の試験は、追試験の対象とならない。

4 定期試験期間外に実施した科目の試験欠席については、理由が判断できる証明書を科目担当教員へ提示し、指示に従うこととする。

(追試験時間帯)

第18条 追試験時間帯は第4条に基づき、本学が指定する日時で実施する。

(追試験の欠席)

第19条 追試験を欠席した者に対しては、いかなる理由があっても再度追試験は行わない。

(所管)

第20条 この規程に関する事務所管は、教務部教学センターとする。

附 則

本規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

本規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表Ⅰ

別表Ⅱ